

## 鹿児島工業高等専門学校校内監査規程

(校内の会計監査)

- 1 校長は、本校における会計経理に関し、毎会計年度に少なくとも一回、必要があると認めるときは随時に検査員を命じて、次に掲げる事項若しくはその一部について監査させるものとする。
  - (1) 会計経理に関する規則の適用に関する事項
  - (2) 予算決算に関する事項
  - (3) 収入支出に関する事項
  - (4) 債権に関する事項
  - (5) 物品に関する事項
  - (6) 不動産に関する事項
  - (7) 契約に関する事項
  - (8) 旅費に関する事項
  - (9) 寄付金に関する事項
  - (10) 帳簿及び証拠書類に関する事項
  - (11) その他校長が必要と認める事項
  
- 2 校長は、前項の監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする会計等の課長に対し、監査を行う職員の職位、氏名その他必要な事項を通知しなければならない。
  
- 3 第1項の規定に基づき監査を行った職員は、その結果について、別紙様式第1号による報告書を監査終了後15日以内に総務課財務係を経由して、校長へ提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式第1号

令和 年度の会計監査実施結果報告書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校  
校長 殿

監査員 職位氏名

平成 年度会計監査を 実施しましたので、 その結果 を次のとおり報告いたします。

- 1 監査係名
- 2 監査年月日
- 3 監査を行つた事項並びにその結果
  - (1) 会計経理 に関する 規則の適用 に関する 事項
  - (2) 予算決算 に関する 事項
  - (3) 収入支出 に関する 事項
  - (4) 債権に関 する事項
  - (5) 物品に関 する事項
  - (6) 不動産に 関する事項
  - (7) 契約に関 する事項
  - (8) 旅費に関 する事項
  - (9) 寄附金に 関する事項
  - (10) 帳簿及び証拠書類に関する事項
  - (11) その他必要 と認められる事項